

宮田村景観計画

(届出の手引書)

宮田村

2017年4月1日

目次

1. 手引書の目的	1
2. 届出の流れ	2
3. 届出対象行為	3
4. 景観計画の対象域と地域区分	4
①山岳・森林区域図ならびに景観形成基準	5
②レクリエーション・観光・生産区域図ならびに景観形成基準	9
③工場団地区域図ならびに景観形成基準	13
④町・市街地区域図ならびに景観形成基準	17
⑤田園区域図ならびに景観形成基準	21
⑥景観体験軸・沿道区域図ならびに景観形成基準	25
⑦歴史保全区域図ならびに景観形成基準	27
全区域共通 開発行為等 景観形成基準チェックシート	31
※高さ基準を超える際の考え方について	32
6. 提出書類（様式については宮田村景観条例施行規則による）	33
7. 提出部数	34
8. 提出先	34
9. 様式	34
10. Q & A	42

1. 手引書の目的

本書は、宮田村景観計画に定める「景観形成基準」の手引きとして、村民や事業者の方々に活用していただくことを目的としています。

各項目の内容については、図を用いて視覚的に提示し、順を追って理解していただけるような構成としています。

皆さまにぜひとも知っておいていただきたいのは、宮田村景観計画及び景観条例の施行により、景観に関わるすべての課題がすぐ解決できるものではないということです。

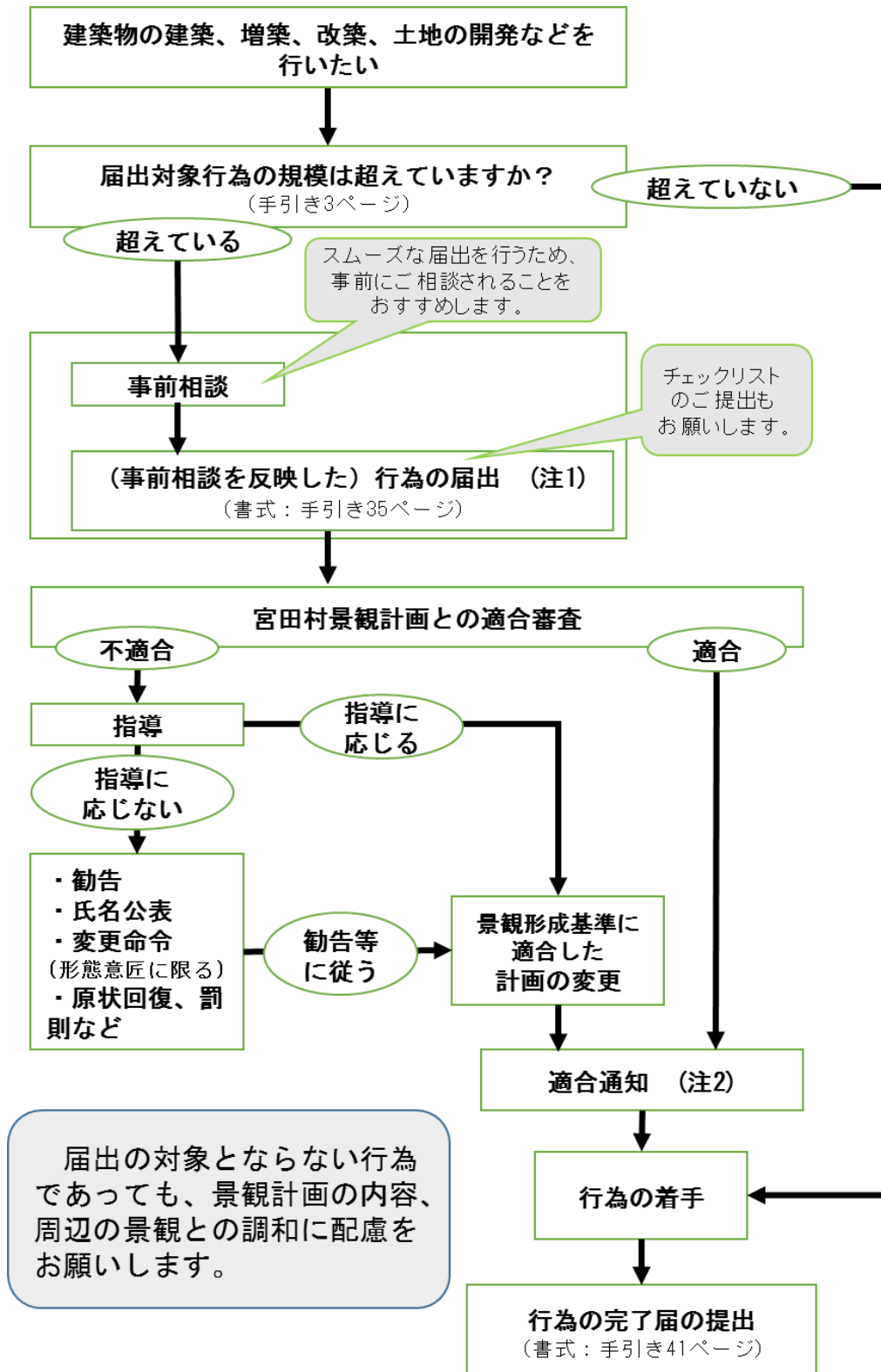
景観保全、景観づくりには長い年月が必要となります。

魅力ある美しい景観に磨きをかけ、いつもでも輝かせるためには、一人ひとりが主役となって、事業者、行政と協働で景観づくりに取り組まなければなりません。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

2. 届出の流れ

建築等の景観に対する影響の大きい行為を行う際には、「行為の届出」が必要です。宮田村景観計画に係る「行為の届出」の流れは以下のようになります。



注1. 行為に着手する日の30日前までに届出を行ってください。(特定届出対象行為(変更命令等の対象)は90日まで延長可能です)

注2. 村より「景観計画区域内行為適合通知書(様式第8号)」を受けた際に、30日の行為着手制限が解除され、着手が可能となります。

3. 届出対象行為

宮田村全域において、一定の規模を超える以下の対象行為を行う場合には、景観条例に基づき開発許可や建築確認の申請前に村への届出が必要となります。

建築などの行為の際に届出が必要となる対象

対象行為		届出対象規模
建築物の 建築等	(1)新築、増築、改築 又は移転	・床面積の合計が10平方メートルを超えるもの
	(2)外観の変更、修繕、模様替え 又は色彩の変更	・変更に係る面積が50平方メートルを超えるもの
工作物の 建設等	(3)プラント類、自動車車庫、貯 蔵施設類、処理施設类等(注1)	・高さ5メートルを超えるもの 又は築造面積20平方メートルを超えるもの
	(4)電気供給施設・通信等施設 (注2)	・高さ8メートルを超えるもの
	(5)太陽光発電設備等(注3)	・発電容量が10キロワットを超えるもの 又は面積100平方メートルを超えるもの
	(6)その他の工作物	・長さ10メートル以上かつ高さ1.5メートル以上 又は高さ5メートルを超えるもの
(7)土石の採取又は鉱物の掘採		・面積300平方メートルを超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの
(8)土地の形質の変更(注4)		・面積300平方メートルを超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートルを超えるもの
(9)屋外における物件の堆積		・堆積の高さ3メートルを超えるもの 又は面積100平方メートルを超えるもの
(10)(1)～(6)までの建築物又は工作物の 外観における公衆の関心を引くための形態又 は色彩その他の意匠(注5)		・表示面積3平方メートルを超えるもの
(11)木竹の伐採(注6)		・伐採する面積が300平方メートルを超えるもの

(注1) プラント類とは、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの。自動車車庫は建築物とならない機械式駐車装置などの自動車車庫の用途に供する施設。貯蔵施設類とは、飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設。処理施設類とは汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設。

(注2) 電気供給施設等とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第16号に規定する「電気事業」のための施設または電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信のための施設。

(注3) 土地に設置されるものおよび建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む

(注4) 土地の形質の変更とは、都市計画第4条第12項に規定する開発行為及び景観法施行令第4条第1項に規定する土地の形質の変更で、土砂の採取または鉱物の掘採をのぞく。

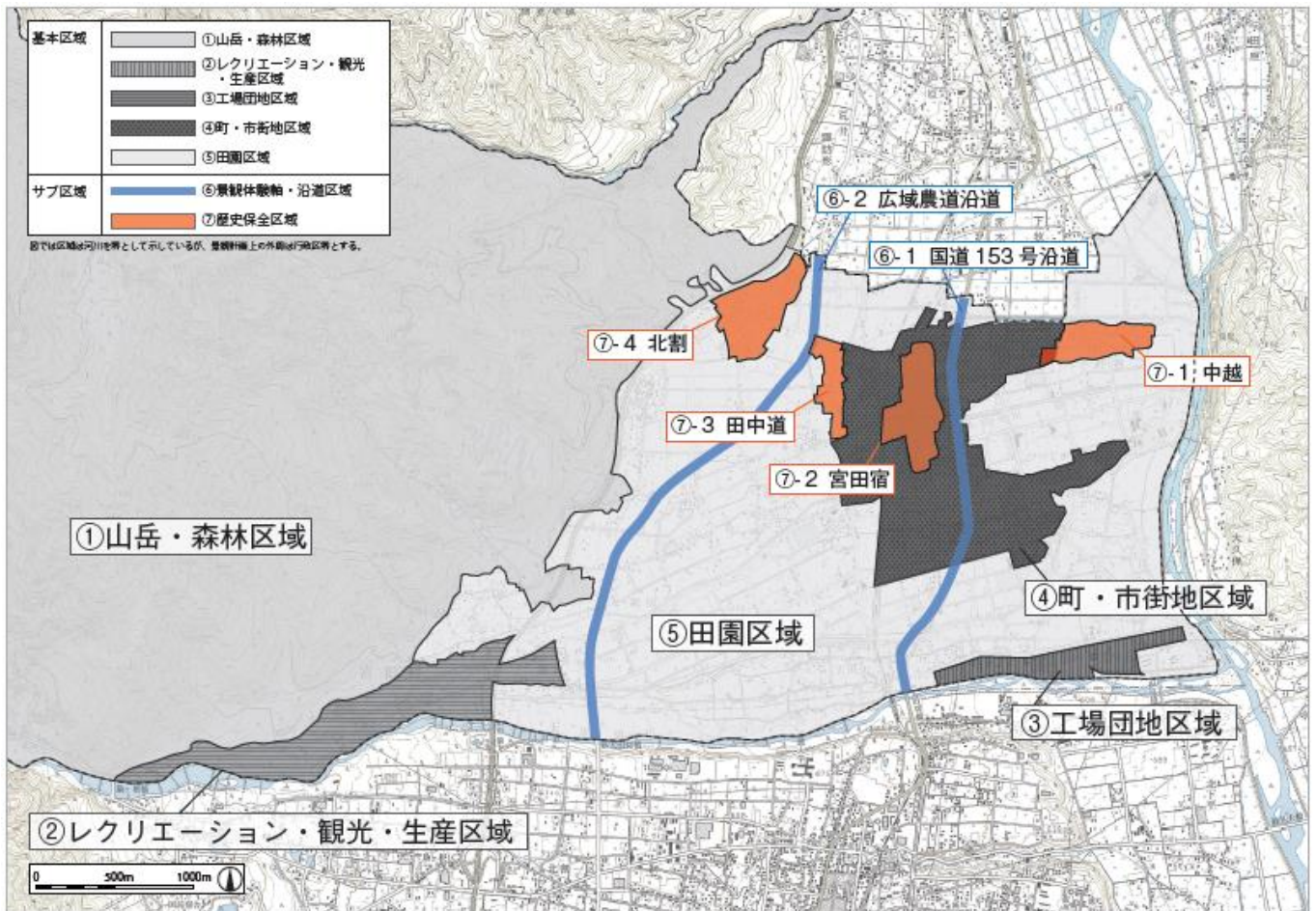
(注5) 営利を目的としないもの及び当該意匠がある状態が30日を超えて継続しないものを除く

(注6) 枯損木竹の伐採、間伐等の樹木の保育のために通常行う管理行為は除く

4. 景観計画の対象域と地域区分

宮田村景観計画の対象範囲は宮田村全域です。その上で宮田村全域を下の図のように5つの基本区域に区分し、さらに2種類のサブ区域を基本区域に重ねることで、より丁寧な景観づくりを図ります。

景観計画区域と区域区分（中心部）



基本区域（カッコ内は参照ページ番号）	
①山岳・森林区域 (5P)	宮田村の西部の山岳、森林の区域
②レクリエーション・観光・生産区域 (9P)	西山山麓観光レクリエーションゾーンおよび土地利用構想図：工業系地域
③工場団地区域 (13P)	松原工場団地、土地利用構想図：工業系地域
④町・市街地区域 (17P)	都市計画用途地域+町3区の土地利用構想図：住居系地域
⑤田園区域 (21P)	上記①から④以外
サブ区域	
⑥景観体験軸・沿道区域 (25P)	⑥-1 国道 153 号沿道区域 ⑥-2 広域農道沿道区域 それぞれの道路端から両側 30 メートルの区域
⑦歴史保全区域 (27P)	⑦-1 中越区域 ⑦-2 宮田宿区域 ⑦-3 田中道区域 ⑦-4 北割区域 それぞれ地図の分析と現状から設定した区域

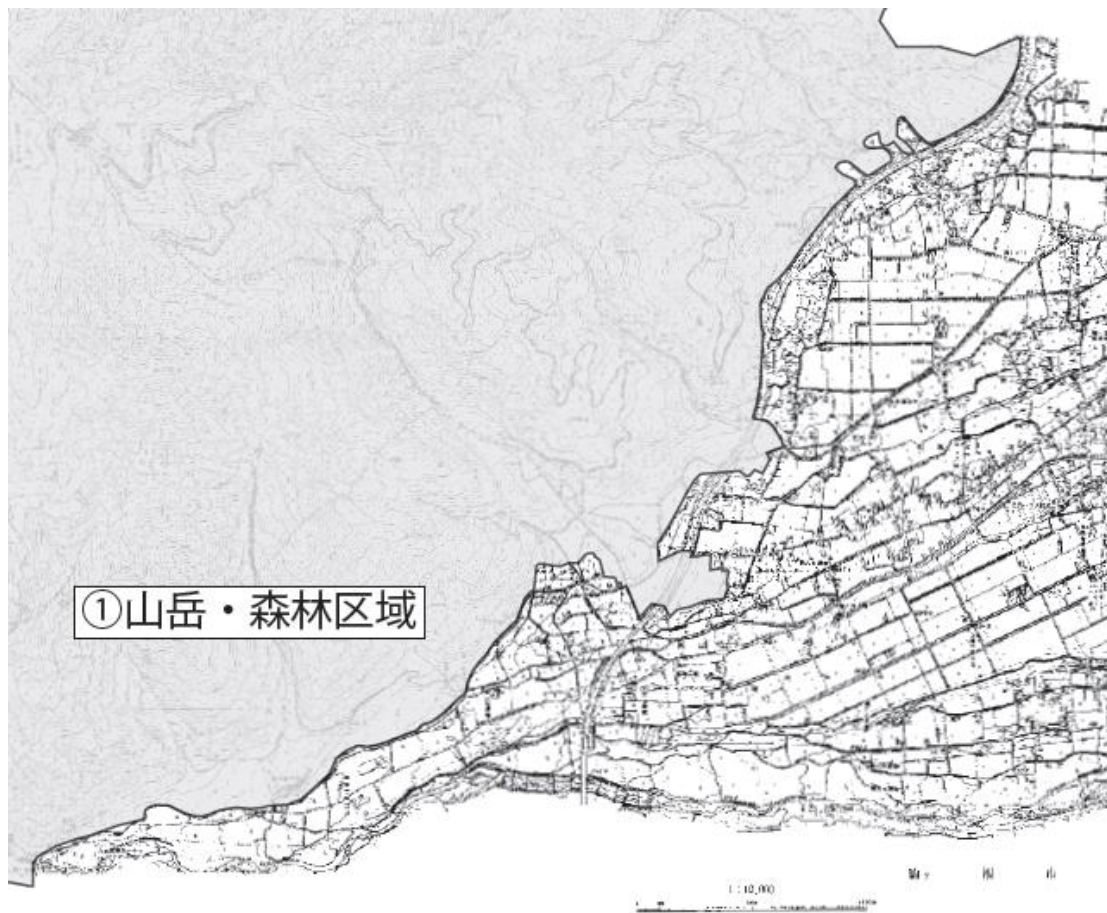
5. 景観形成基準

①山岳・森林区域図ならびに景観形成基準

農振地域区域界と水道水源保護地域および②レクリエーション・観光・生産区域の北側境界よりも山側



全体図



区域境拡大図

■目指すべき景観像

今ある自然環境と水源としての森林環境の価値を継承し、活かしていきます。そのための環境保全・管理と、環境の価値を知り、楽しむことができる観光拠点の景観を保全、活用します。また、中央高速自動車道によって分断された暮らしの場と山との繋がりを、里山の緑の眺めによって意識的につなげることを目指します。

■景観形成方針

- ・自然環境の保全と森林の管理をすすめます。区域内に建設する林道、水路、堰堤などの施設、および観光拠点へのアクセス路などの整備は、近自然工法などによって環境負荷を低減するとともに、景観的にも周辺になじむものとしします。
- ・観光拠点においては、自然景観の魅力を主役として、それをひき立てるように人工構造物は最小限の大きさとし、存在感を軽減する配置や形態意匠としします。
- ・中央高速自動車道よりも東側に残る森林は、暮らしの場と山との繋がりが残る貴重な資源であるため、森林自体を保全するとともに、周辺からの森林の眺めを保全します。
- ・農地と森林が持つ機能を一体的にとらえて、森林整備計画に沿った森林の管理を進めます。
- ・歴史的な登山道など、自然と人の関わりの歴史を伝える資源の再生、活用を図ります。

①山岳・森林区域 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
共通事項	
・ 主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、宮田村景観計画に掲げる目指すべき景観像の理念にもとづき、区域別の景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。	<input type="checkbox"/>
・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
配置	
・ 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	<input type="checkbox"/>
・ 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。	<input type="checkbox"/>
・ りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
規模	
・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。	<input type="checkbox"/>
・ 建築物の最高高さを9メートル以下とすること。 (9メートルを超える場合には32ページの『※高さ基準を超える際の考え方について』を参照してください)	<input type="checkbox"/>
形態・意匠	
・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の山並みと調和する形態とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並み、樹林との調和に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
材料	
・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。	<input type="checkbox"/>
・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。	<input type="checkbox"/>
・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	<input type="checkbox"/>
色彩等	
・外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とし、N以外で明度8以上の場合は彩度2以下とすること。ただし、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。	<input type="checkbox"/>
・屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下（推奨値は4以下）かつ明度4以下とすること。	<input type="checkbox"/>
・使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度、低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。	<input type="checkbox"/>
・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	
・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>
・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>
・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
特定外観意匠*に関する付加基準	
・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	<input type="checkbox"/>
・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること	<input type="checkbox"/>
・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	<input type="checkbox"/>
・反射光のある素材を極力使用しないように努めること。	<input type="checkbox"/>
・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	<input type="checkbox"/>
・使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・光源で動きのあるものは、使用しないこと。	<input type="checkbox"/>

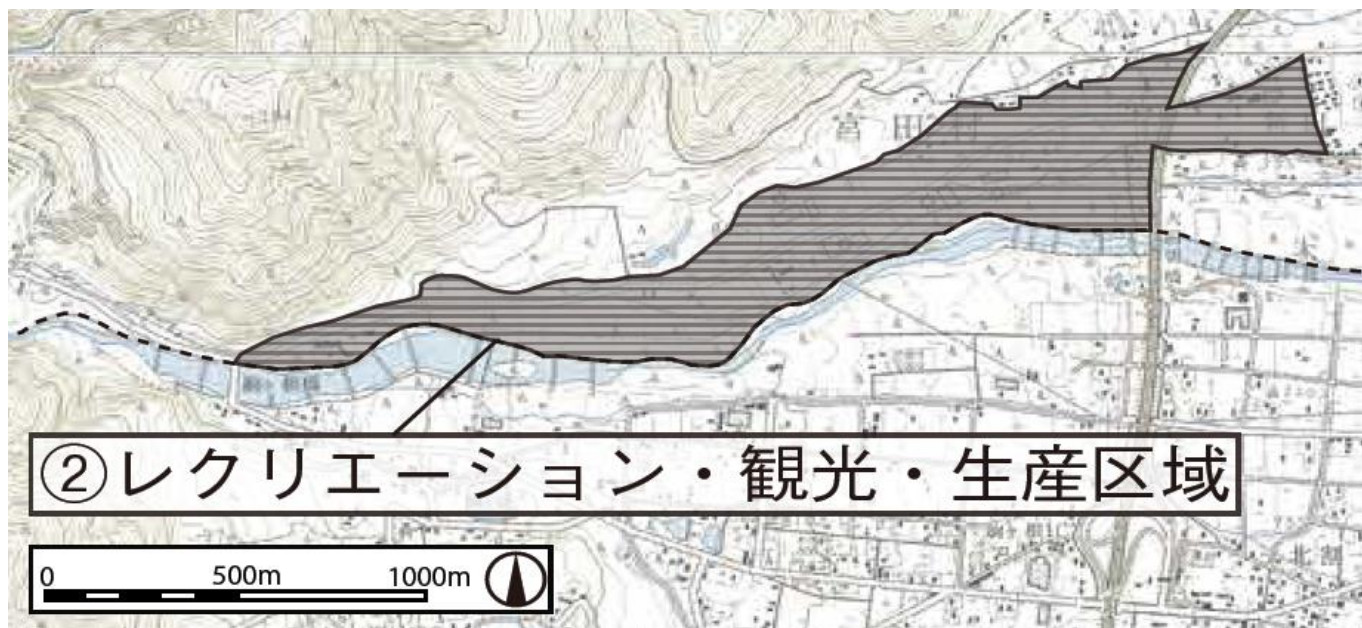
* 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

②レクリエーション・観光・生産区域図ならびに景観形成基準

西山山麓観光レクリエーションゾーン（ふれあい広場＋土地利用構想図工業系区域＋太田切川沿い）



全体図



区域拡大図

■目指すべき景観像

山岳・森林の自然と宮田村の暮らしを支える水が山から里に降りてくる場所という他にかけがえのない立地特性を活かした現状のレクリエーション・観光・生産活動の価値を継承、活用します。そのために、まず本区域の特性と価値を皆で理解、共有することが大切です。また、この価値を活用するための景観形成では駒ヶ根市と連携協調しながら、魅力向上に資する整備の促進と、魅力を阻害する活動の抑制をはかります。

■景観形成方針

・暮らしの場に近く開放的なふれあい公園周辺、中央高速自動車道の西側周辺、河畔林の中に工場が点在するゾーン、公園と温泉のある最も奥のゾーン、といった空間構造の段階性を尊重して、これを損なわない施設立地（施設の種類と配置・規模・形態意匠）とします。

・本区域の最も奥に位置する駒ヶ根橋からは、背後に迫る山岳の迫力とそこから流れでる水を感じる基本的景観の体験が可能であるため、この眺めを保全するために川沿いに人工構造物が見えない、目立たない配置、規模、意匠形態とします。

・本区域の基本的空間構造である、河川と河畔林の魅力を保全します。そのため施設類（建物、駐車場など）は河畔林内に見え隠れするような配置、規模、形態意匠とし、道路および河川沿いの樹林・樹木を保全します。

・道路から後退して河畔林のなかに立地する施設に来訪者を迎え入れるために、入り口の目印となる場所では特徴ある樹木や花などの演出を心がけ、また看板や案内の掲出方法とデザインを工夫します。

・水の流れや風の音、鳥の声や空や山並みの色合いなどに意識が向くように、視覚的に目をひく人工構造物や照明の点滅などを控えます。

②レクリエーション・観光・生産区域景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

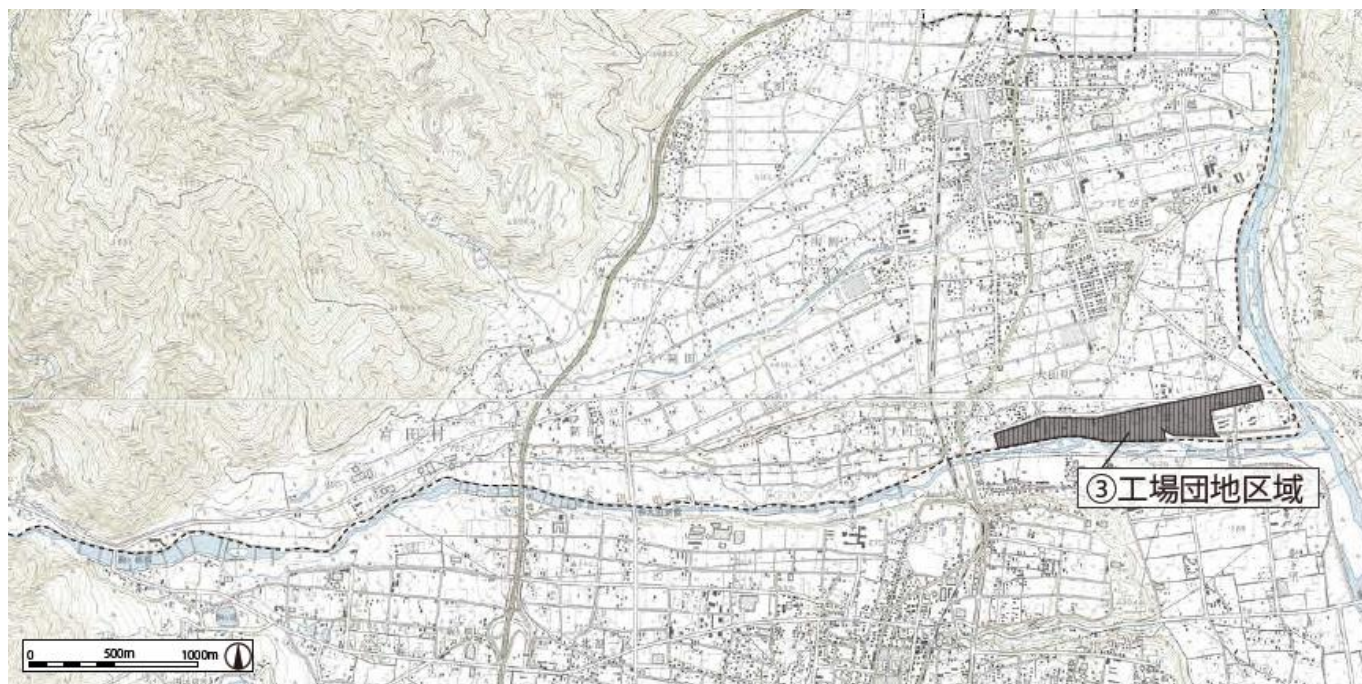
形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
共通事項	
・ 主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。	□
・ 景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、宮田村景観計画に掲げる目指すべき景観像の理念にもとづき、区域別の景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。	□
・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	□
配置	
・ 道路側に既存林を残せるように10メートル以上後退するよう努めること。	□
・ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	□
・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。	□
・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	□
・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。	□
規模	
・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。	□
・ 建築物の最高高さを9メートル以下とすること。 (9メートルを超える場合には32ページの『※高さ基準を超える際の考え方について』を参照してください。)	□
形態・意匠	
・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	□
・ 河畔林との見え隠れに配慮すること。	□
・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。	□
・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。	□
・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	□
・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	□
・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	□
・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。	□
・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。	□

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
材料	
・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。	<input type="checkbox"/>
・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	<input type="checkbox"/>
・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	<input type="checkbox"/>
色彩等	
・外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とし、N以外で明度8以上の場合は彩度2以下とすること。ただし、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。	<input type="checkbox"/>
・屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下（推奨値は4以下）かつ明度4以下とすること。	<input type="checkbox"/>
・使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度、低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。	<input type="checkbox"/>
・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	
・敷地境界には河畔林を残し、門、塀等はセットバックして、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>
・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>
・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・河川、水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
特定外観意匠*に関する付加基準	
・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	<input type="checkbox"/>
・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること	<input type="checkbox"/>
・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする	<input type="checkbox"/>
・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	<input type="checkbox"/>
・使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・光源で動きのあるものは、使用しないこと。	<input type="checkbox"/>

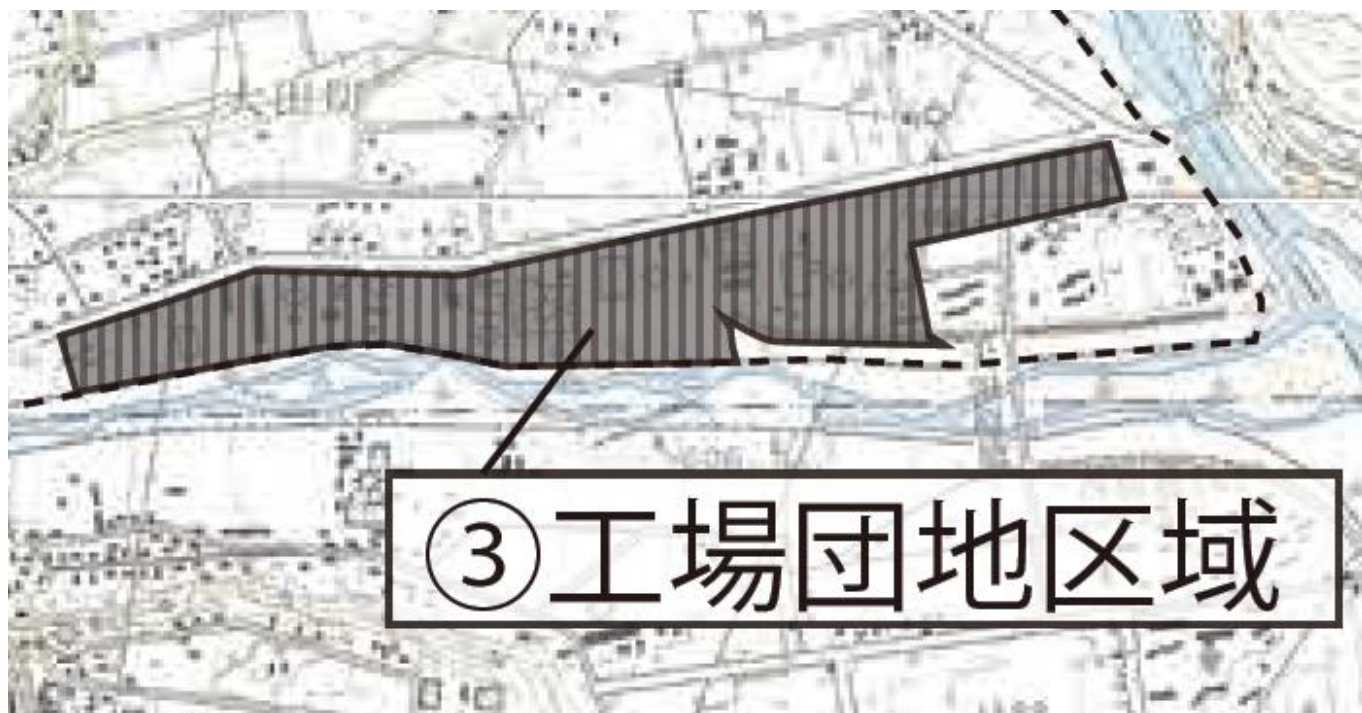
* 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

③工場団地区域図ならびに景観形成基準

大田切の土地利用構想図工業系地域（現状で敷地過半に建物が立地していない北側部分を除く）



全体図



区域拡大図

■目指すべき景観像

工場団地全体が、周囲に広がる河川や田園の中にまとまった区域として挿入されている、という基本構造が明確に感じられる景観形成を図ります。かつては河畔林であり、水辺に立地し、水の流れに接しているという立地特性に配慮した生産拠点とすることで、優良な工場団地としてのイメージを高めます。

宮田村においては村域の端、水流の最下流域に位置しますが、宮田村よりも南に立地する駒ヶ根市などから見れば上流側となり、川の対岸からも眺められるため、村外の環境への配慮を景観への配慮として示します。

■景観形成方針

- ・ 団地としてのまとまり感を高め、その全体が、周辺の田園や河川と調和するよう、外周に緩衝帯となる緑地を保全、創造します。
- ・ 区域内に残る既存樹木を保全し、さらにかつての河畔林の復元となる緑化をすることで、本区域の立地、履歴の特性を活かした景観を形成します。
- ・ 工場敷地内で屋外におかれる資材や製品の扱いに配慮し、秩序ある産業景観とします。
- ・ 工場敷地を囲う道路沿いの塀や看板、道路から見える建物の色彩や素材について、工場団地に共通するルールや申し合わせをつくることが推奨されます。
- ・ 住宅など工場以外の土地利用の際にも、既存樹木の保全、新たな緑化によって、本区域の立地、履歴の特性を活かした景観を形成します。
- ・ 水路の位置がわかりやすく、水の流れがよく見えるよう、修景します。

③工場団地区域 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

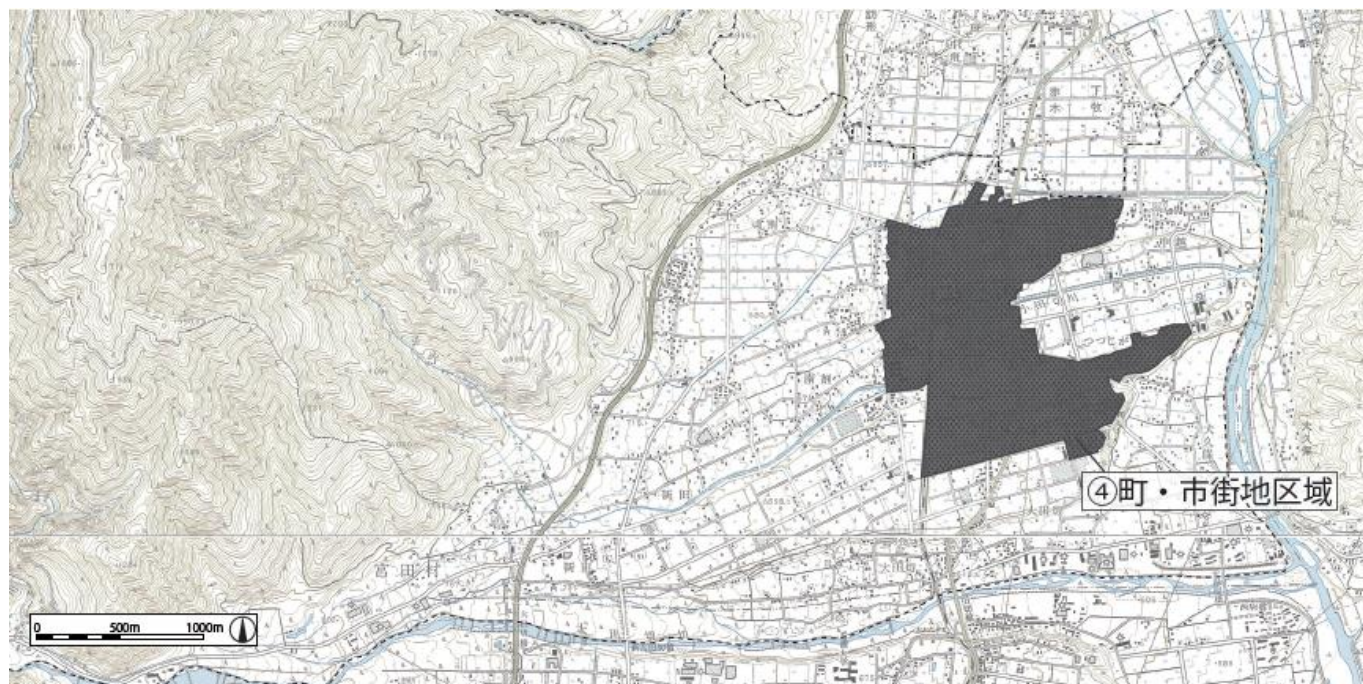
形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
共通事項	
・ 主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、宮田村景観計画に掲げる目指すべき景観像の理念にもとづき、区域別の景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。	<input type="checkbox"/>
・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
配置	
・ 道路側に緩衝緑地をとれるように10メートル以上後退するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	<input type="checkbox"/>
・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。	<input type="checkbox"/>
・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
規模	
・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。	<input type="checkbox"/>
・ 建築物の最高高さを9メートル以下とすること。 (9メートルを超える場合には32ページの『※高さ基準を超える際の考え方について』を参照してください。)	<input type="checkbox"/>
形態・意匠	
・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
材料	
・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。	<input type="checkbox"/>
・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	<input type="checkbox"/>
・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	<input type="checkbox"/>
色彩等	
・外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とし、N以外で明度8以上の場合は彩度2以下とすること。ただし、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。	<input type="checkbox"/>
・屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下（推奨値は4以下）かつ明度4以下とすること。	<input type="checkbox"/>
・使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度、低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。	<input type="checkbox"/>
・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	
・敷地境界には緩衝緑地を設け、門、塀等はセットバックして、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>
・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>
・使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・河川、水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
特定外観意匠*に関する付加基準	
・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	<input type="checkbox"/>
・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること	<input type="checkbox"/>
・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	<input type="checkbox"/>
・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	<input type="checkbox"/>
・使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・光源で動きのあるものは、使用しないこと。	<input type="checkbox"/>

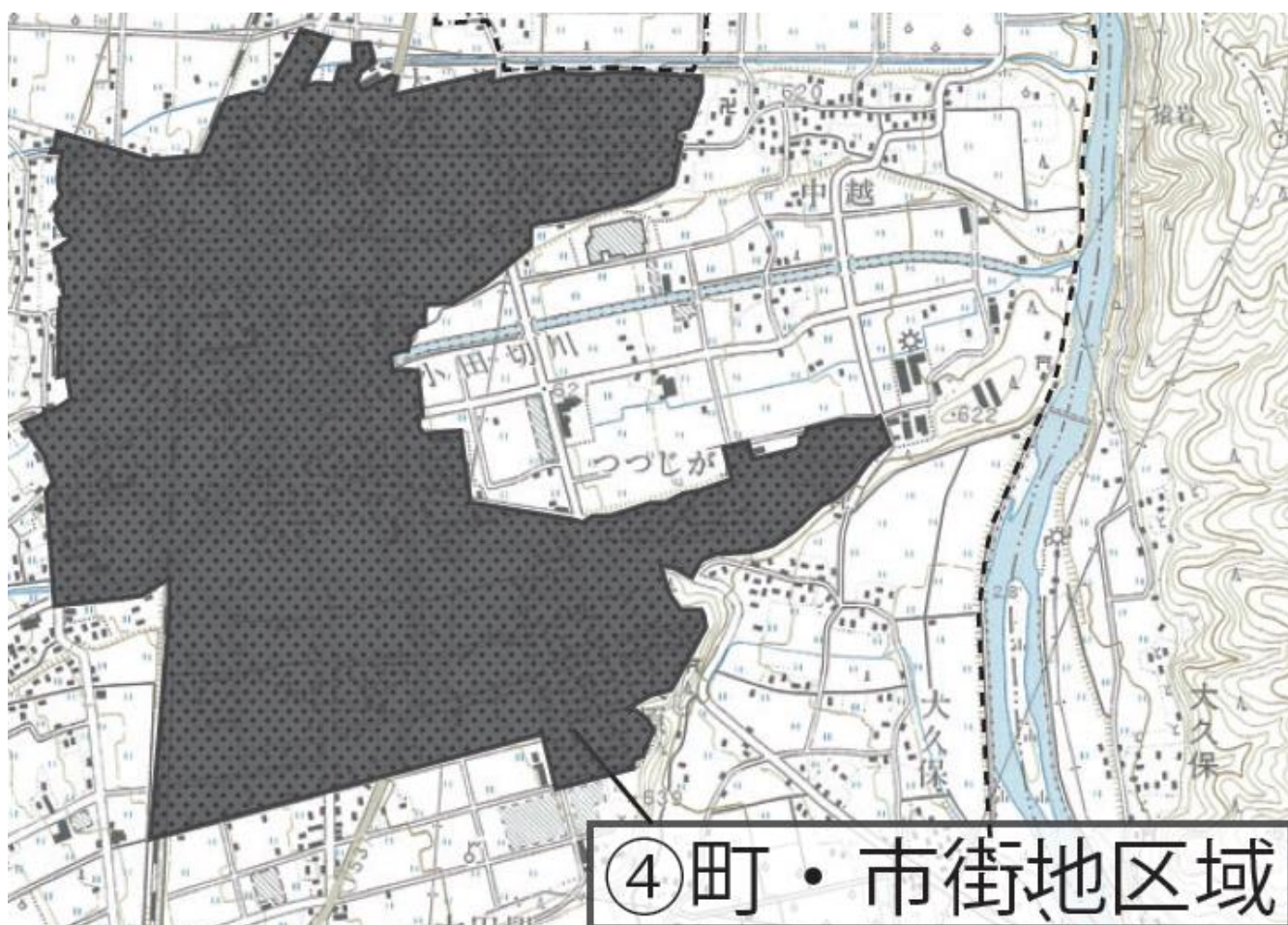
* 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

④町・市街地区域図ならびに景観形成基準

都市計画用途地域を基本として、隣接する町3区を含め、サブ区域の田中道区域の東側の部分を除外する。



全体図



区域拡大図

■目指すべき景観像

町・市街地は、それぞれ基本構造が異なる地区から成り立っています。それぞれの特徴を意識することで、宮田村らしい町・市街地の多面的な魅力と価値を継承し、顔の見えるコミュニティの景観を形成します。田園区域に立地する集落との違いとして、密度と集積を活かして賑わいを感じられる景観形成を図ります。

また、町・市街地からも、建物などを近景としてその向こうに遠景の山並みが望めるので、この山の見え方を大切に、あわせて本区域内を通る段丘と小田切川、町中をめぐる古くからある水路の存在を活かして、宮田村の骨格構造が市街地でも目に見える景観形成をはかります。

■景観形成方針

・宮田宿では残っている伝統的な町屋や蔵を保全しながら街道沿いに連担する町並み形成を図り、宮田村で最も集積の高い中心としての賑わいと魅力を再生します。また、宮田を代表する祇園祭の舞台としての通り、村の玄関口としての宮田駅前を、それぞれ村の顔として整えて行きます。

・農地が混在する市街地では、今後の新規の宅地需要を受け入れるとともに、農地や水路を活かして大都市近郊とは異なる町の暮らしの魅力を高めます。

・住宅団地では配置と規模の統一感を継承し、立地の特性を感じられる段丘際からの眺めや街路景観の特徴を意識し、活かします。

・規模の大きい工場や店舗は、町との親和性を大切に、ヒューマンスケール（人の体の大きさに比べて巨大すぎない）で圧迫感を与えない規模、配置、形態意匠とし、町のなかに働く人の景が染み出すよう配慮します。色彩については、面積が大きくなると同じ色でも鮮やかに見えるため、特に配慮します。

・国道 153 号沿いでは、道路からの見え方に秩序と統一感を与え、きめ細かい配慮による個性づくりが活きるよう、規模、配置、形態意匠、看板に配慮します。

・遠景に望める山の眺めを大切に、山への意識が向くような家のづくり、またゆとりのある庭に各家の個性が活かせる住まい方とします。

・顔の見えるコミュニティを継承するため、住宅の規模、形態を周辺となじませます。

・市街地の中で見えづらい微地形や段丘、水路を大切に、宮田村の骨格構造がわかる眺めとそれを眺められる場所（視点場）を大切にします。

④町・市街地区域 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

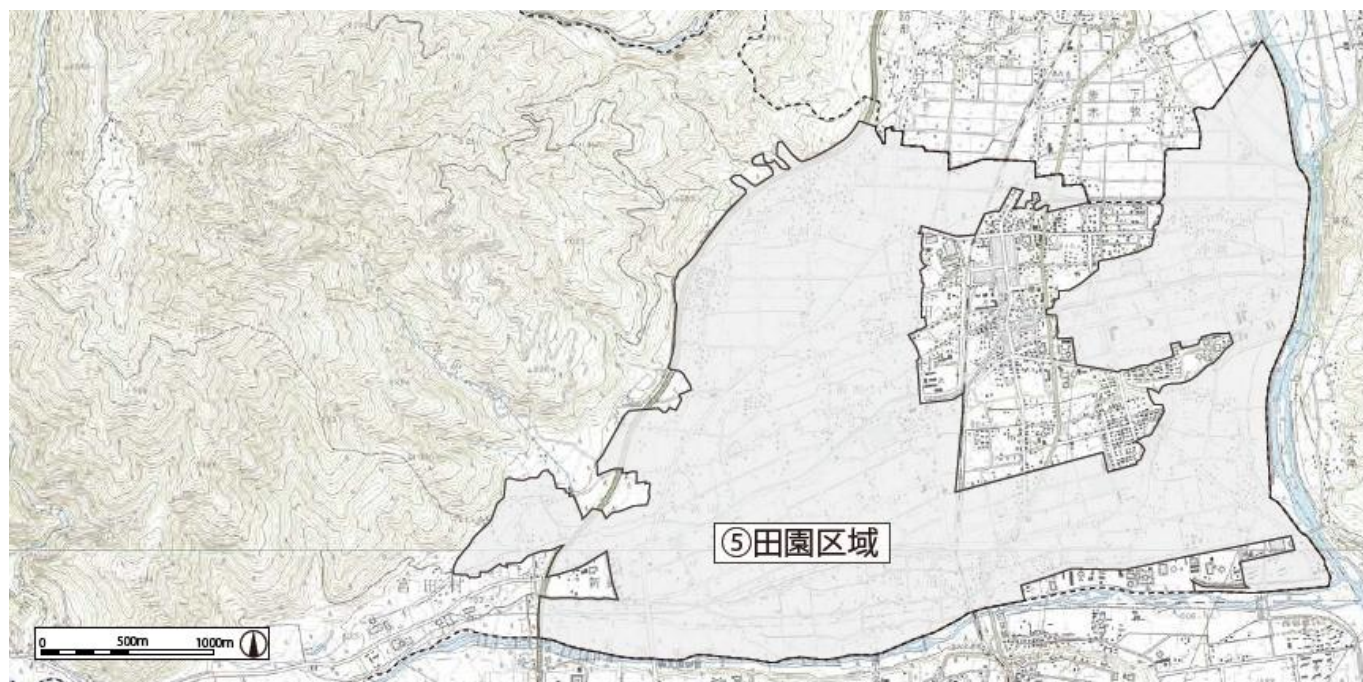
形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
共通事項	
・ 主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。	□
・ 景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、宮田村景観計画に掲げる目指すべき景観像の理念にもとづき、区域別の景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。	□
・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	□
配置	
・ 既存の周辺建築物の配置に習い、町並みとしての連続性、統一性を確保すること。	□
・ 隣接地と協力して、まとまった公共性の高い空間を生み出すよう努めること。	□
・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。	□
・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	□
・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。	□
規模	
・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。	□
・ 建築物の最高高さを10メートル以下とすること。 (10メートルを超える場合には32ページの『※高さ基準を超える際の考え方について』を参照してください。)	□
形態・意匠	
・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	□
・ 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。	□
・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。	□
・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。	□
・ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。	□
・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	□
・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	□
・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。	□
・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。	□

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
材料	
・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。	<input type="checkbox"/>
・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	<input type="checkbox"/>
・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	<input type="checkbox"/>
色彩等	
・外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とすること。ただし、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。	<input type="checkbox"/>
・屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下かつ明度6以下（推奨値は無彩色N以外は明度4以下）とすること。	<input type="checkbox"/>
・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度、低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。	<input type="checkbox"/>
・照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	
・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>
・駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>
・使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・河川、水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
特定外観意匠*に関する付加基準	
・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	<input type="checkbox"/>
・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること	<input type="checkbox"/>
・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	<input type="checkbox"/>
・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	<input type="checkbox"/>
・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。	<input type="checkbox"/>

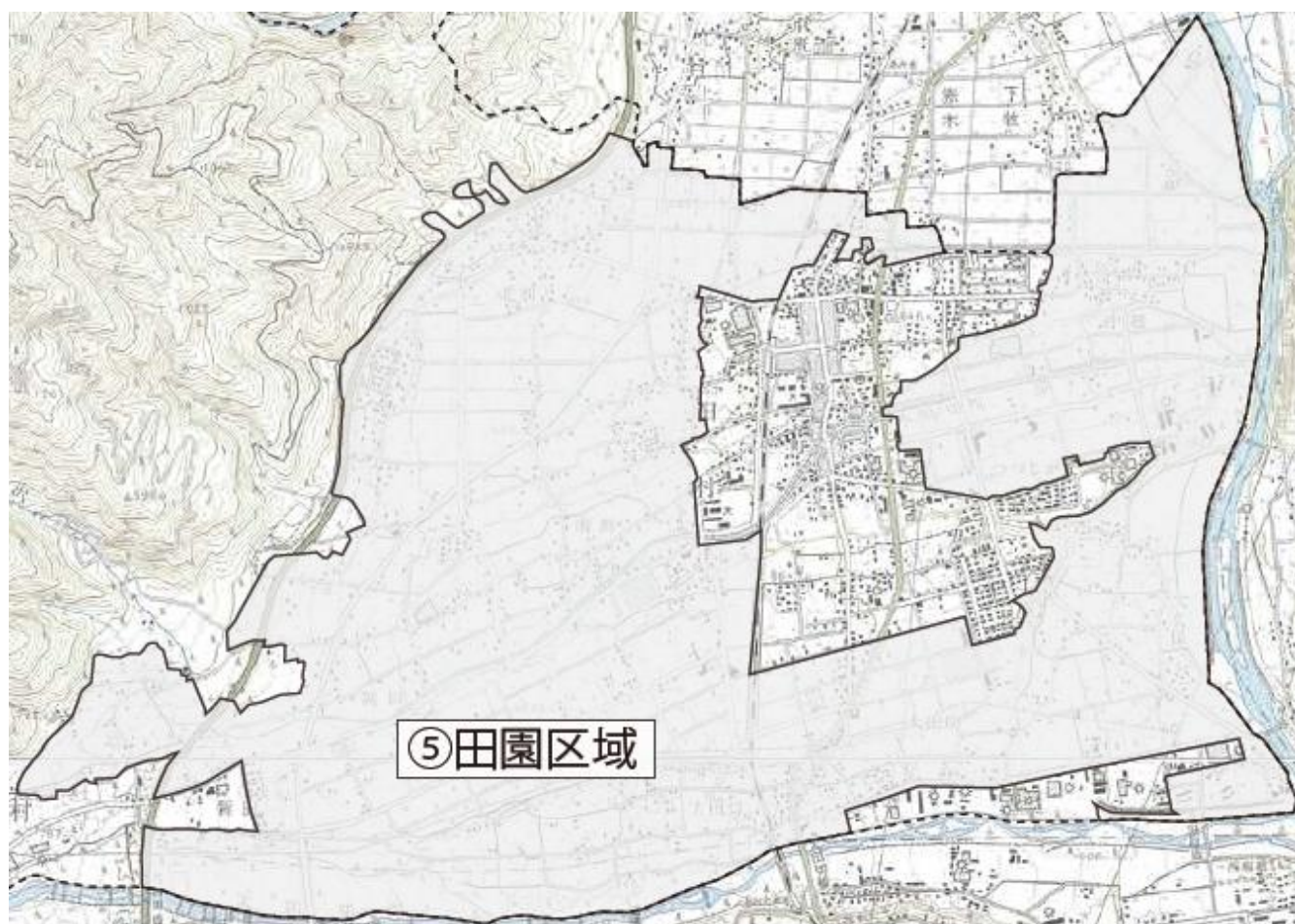
* 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

⑤田園区域図ならびに景観形成基準

宮田村全域から、①～④の区域を除いた区域。主に農業振興地域。



全体図



区域拡大図

■目指すべき景観像

地形と水流の上に何千年も営まれてきた人の暮らしの持続性を尊重し、それを支えてきたコンパクトな暮らしの領域の基本構造を、将来にわたって保全、継承、活用していきます。この基本構造が目に見える景観として表れた、農地の広がりや山並・アルプスへの眺望を保全します。そして住まいや生産施設などが、時刻や季節によって表情を変化させる農地や山並みの魅力を引き立て、両者が調和した景観形成をはかります。またコミュニティの顔が見えるふるさとの景観形成を図ります。

■景観形成方針

- ・空、アルプス、樹林、農地と水、家々等が一つの視野におさまった写真の眺めのように、宮田村を代表するイメージとなる景観を保全します。
- ・地形的特徴を印象づける段丘の緑を保全するとともに、低地からの段丘の眺めを保全します。
- ・原始から続く人の営みの記憶を伝える遺跡を保全し、その存在を引き立てる樹木、樹林を保全します。
- ・集落の拠点となる寺社の樹林を大切にし、遠方からのランドマーク（目印）としてその眺めを保全、継承します。
- ・宮田方式によってつくられた作物ごとの農地のまとまりの魅力を、宮田の農業の特徴ある眺めとして活用します。また営農の継続によって農地の景観そのものを継承します。
- ・河川および水路の存在が意識できるように、水路の景観を活かします。
- ・田園景観のなかを抜けて行く道沿い、特に通学路の魅力を高め、ふるさと宮田の原風景体験を醸成します。
- ・本区域に挿入される住宅、施設などは、農地の広がりや山並み、段丘の眺め、その他田園の景観資源を阻害しないような規模、配置、形態意匠とします。
- ・宮田村の気候風土に適応して作られた伝統的な屋敷や住宅等の構造を継承、活用し、山への意識が向く家の作りとします。また水路から敷地内に水を引き込む等、水のある暮らしの魅力を継承、活用します。
- ・顔が見えるコミュニティを継承するため、住宅の規模、形態を周辺となじませます。
- ・集落ごとに残る火の見櫓を小さなランドマーク（目印）として保全、活用します。

⑤田園区域 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
共通事項	
・ 主要な道や眺望点等からの見通しや見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、宮田村景観計画に掲げる目指すべき景観像の理念にもとづき、区域別の景観形成方針に示す事項を充分配慮したものとすること。	<input type="checkbox"/>
・ 景観は村民の共有財産であるため、上記の行為においては近隣村民の理解を得られるような配慮をするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
配置	
・ 農地の中に点在する場合は、道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。	<input type="checkbox"/>
・ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や水路がある場合、これを活かせる配置とすること。	<input type="checkbox"/>
・ アルプスや西山などへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等を地上に設置する場合は、配置や緑化等の工夫により、周辺の景観との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
規模	
・ 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。	<input type="checkbox"/>
・ 建築物の最高高さを9メートル以下とすること。 (9メートルを超える場合には32ページの『※高さ基準を超える際の考え方について』を参照してください。)	<input type="checkbox"/>
形態・意匠	
・ 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 背景の山並み及び田園の広がりにも調和する形態とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、樹林、周辺の建築物との調和に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>
・ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 非常階段、パイプ等付帯設備、屋上設備、付帯の広告物等は、目隠しを設けたり、繁雑な印象を与えないようにするなどの配慮によって、外観の品格を保つこと。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等を建築物に設置する際は、建築物にあわせて周囲との調和を図ること。	<input type="checkbox"/>

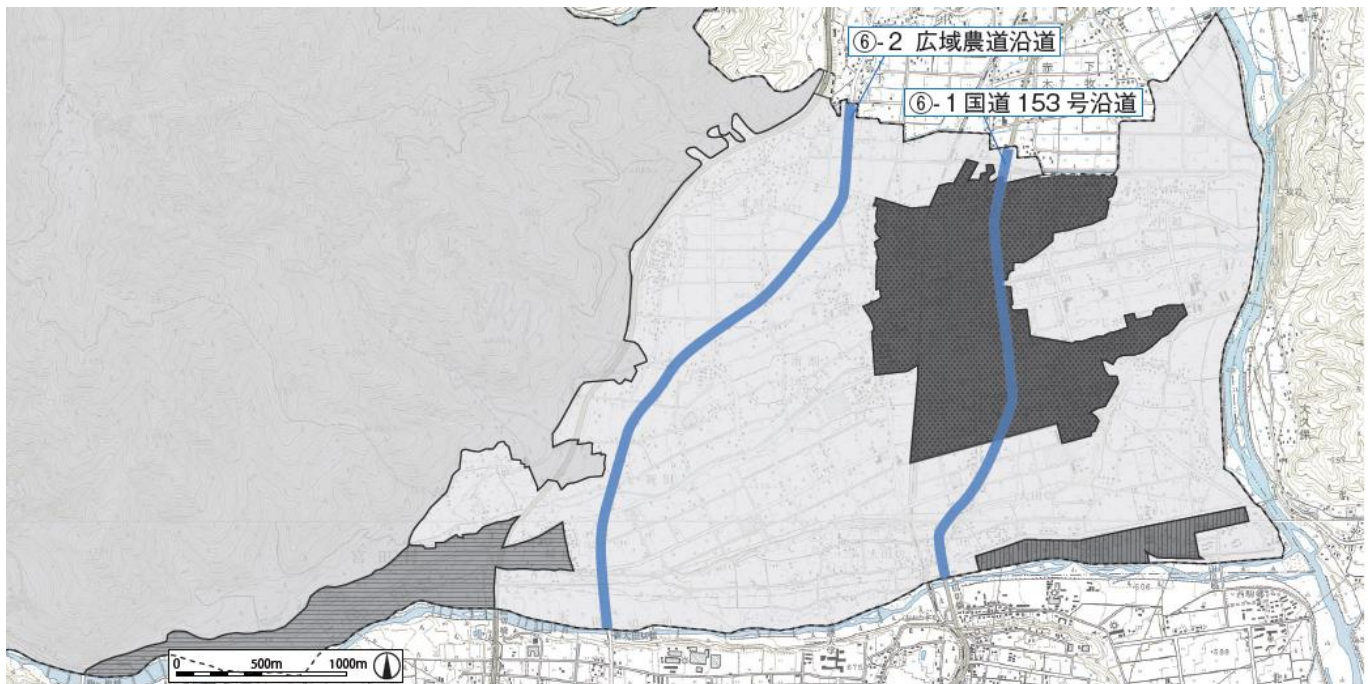
形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
材料	
・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、時間の経過とともに風格をとまなう材料を用いること。	<input type="checkbox"/>
・ 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。	<input type="checkbox"/>
・ 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	<input type="checkbox"/>
色彩等	
・ 外壁面に使用する色は、彩度4以下（推奨値は3以下）とし、N以外で明度8以上の場合は彩度2以下とすること。ただし、見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩は除く。	<input type="checkbox"/>
・ 屋根・屋上に使用する色は、彩度6以下（推奨値は4以下）かつ明度4以下とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 太陽光発電設備等のパネルは原則として反射が少なく模様が目立たないもの、色彩は低明度、低彩度とすること。加えて、パネルを建物の屋根や屋上に設置する場合は、屋根の色彩とできるだけなじませること。	<input type="checkbox"/>
・ 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	
・ 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ 河川、水路等沿いには、樹木・植栽・花などを活用して、水のある景観に配慮すること。	<input type="checkbox"/>
特定外観意匠*に関する付加基準	
・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること	<input type="checkbox"/>
・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	<input type="checkbox"/>
・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	<input type="checkbox"/>
・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	<input type="checkbox"/>
・ 使用する色数を少なくするよう努めること。	<input type="checkbox"/>
・ 光源で動きのあるものは、使用しないこと。	<input type="checkbox"/>

* 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

⑥ 景観体験軸・沿道区域図ならびに景観形成基準

⑥-1 国道153号の沿道、道路端から両側それぞれ幅30メートルの区域

⑥-2 広域農道の沿道、道路端から両側それぞれ幅30メートルの区域



全体図

■ 目指すべき景観像

本サブ区域においては、地形、道路線形、沿道土地利用によって形成されるその場所らしさの眺めを大切にし、この印象を阻害する施設の立地や乱雑感を与える要素を低減することで、移動しながら体験できる景観の魅力を高めていきます。

沿道の建物や看板を整えていくことで、地形の変化や遠景への眺望が意識されやすくなるとともに、個々の店舗などのきめ細かい配慮を引き立たせることを目指します。また通過する人へのもてなしとして緑化や花などによる修景、デザインの洗練をはかり、品格と風格のある景観形成を図ります。

■ 景観形成方針

・基本区域の特性に加えて、景観体験軸・沿道区域として求められる景観形成のためのきめ細かい配慮として、施設の配置、規模、形態意匠に配慮します。特に工作物、看板、緑に丁寧な配慮をします。

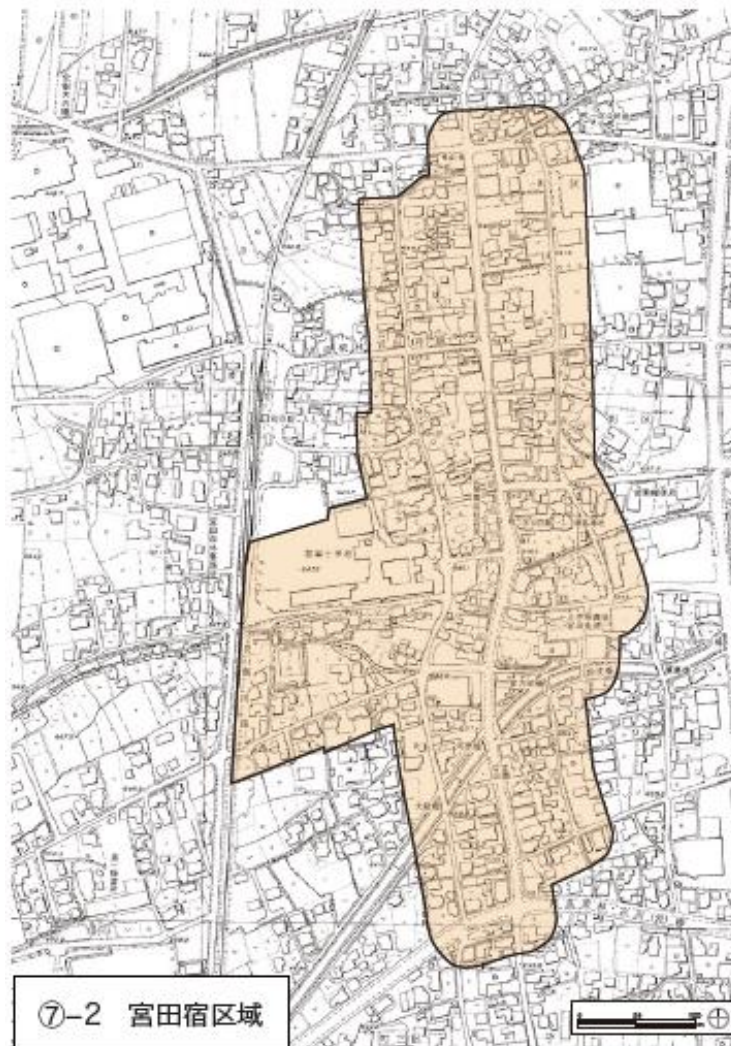
・景観形成の具体的な方法について、サブ区域内での共通のルールや申し合わせをつくることが推奨されます。

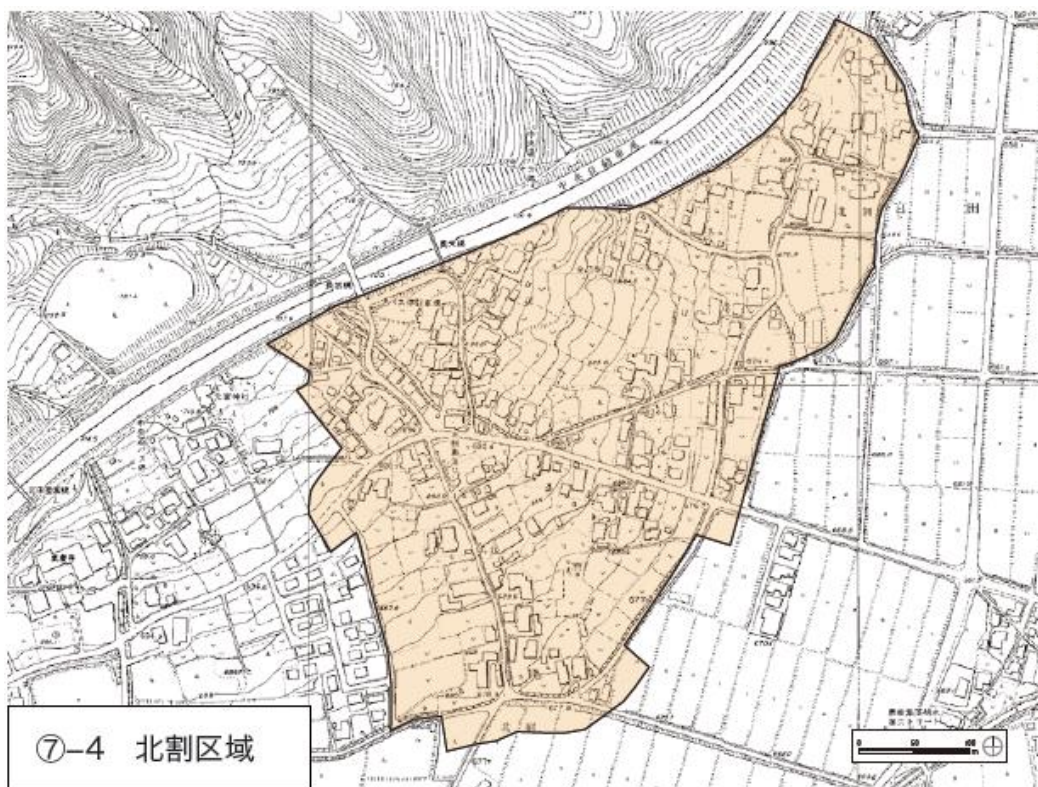
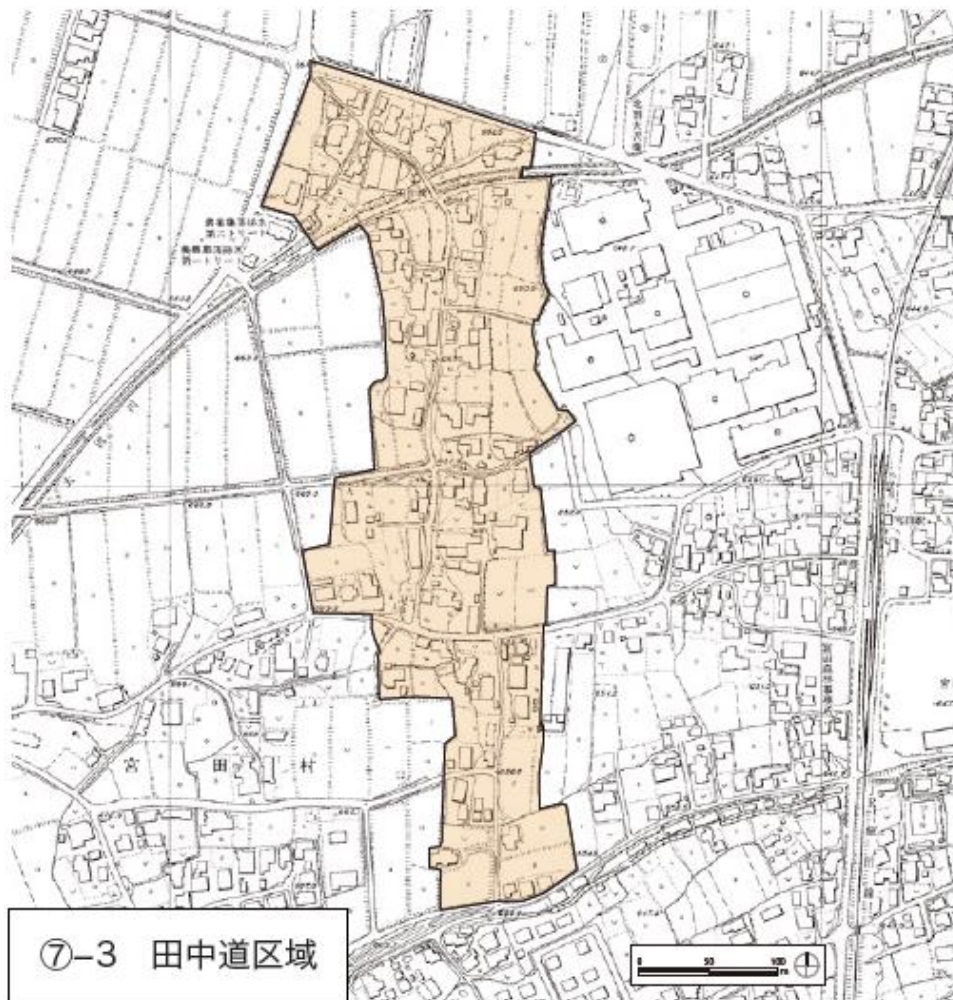
⑥景観体験軸・沿道区域 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
サブ区域については、対応する基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した以下の事項についても配慮するものとする。	
配置	
・沿道景観の特性にあわせて道路から適切に後退し、眺望の確保に努めること。	<input type="checkbox"/>
・地形の変化を感じられるような配置に努める。	<input type="checkbox"/>
・地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配置等工夫すること。	<input type="checkbox"/>
規模	
・地形の変化を感じられるよう、地形に合わせて大規模な建物を分割するよう努める。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	
・沿道全体で統一性、テーマ性のある植栽、花を道路際に設けるよう努める。	<input type="checkbox"/>

⑦歴史保全区域図ならびに景観形成基準

⑦-1 中越区域 ⑦-2 宮田宿区域 ⑦-3 田中道区域 ⑦-4 北割区域





■目指すべき景観像

いずれの区域でも、中心となる道沿いに展開する町割および敷地割、敷地内の建物配置などに一定の共通性がみられるため、こうした基本構造を維持、保全、継承します。またこうした基本構造を継承してきた人々の暮らし方、コミュニティの活動、意識を尊重し、継承します。

■景観形成方針

各区域の価値を共有し、その特徴を確認して、それぞれの区域ごとに景観形成の具体的な内容を確認しながら、景観形成を図ります。また、必要に応じて各区域を拡大し、歴史保全効果を高めることを目指します。

⑦歴史保全区域 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシート

形成基準（建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更）	申請者 確認欄
サブ区域については、対応する基本区域の基準を満たした上で、さらにサブ区域の特色を考慮した以下の事項についても配慮するものとする。	
配置	
・ 建て替える場合には原則として既存建物の配置を踏襲し、町並みの構成を保全する。	<input type="checkbox"/>
・ 地上での太陽光発電設備などは原則として設置しない。やむを得ない場合は道路からできるだけ見えないように配置等工夫すること。	<input type="checkbox"/>
規模	
・ 建て替える場合には既存建物の軒高、棟の高さを越える規模とならないよう努める。 なお、基本区域が定める建築物最高高さの値の方が既存建物高さより低い場合は、基本区域の基準に従う。	<input type="checkbox"/>
形態・意匠	
・ 屋根形状、棟の向きは集落に残る伝統的な建物に習うよう努める。	<input type="checkbox"/>
・ 長屋門、蔵等の歴史的価値が高い建物はできるだけ保存する。やむをえず建て替える場合は、従前の建物の位置、規模、形態意匠を踏襲するよう努める。	<input type="checkbox"/>
材料	
・ 既存の伝統的な建物に使われている材料をできるだけ使うよう努める。	<input type="checkbox"/>
色彩等	
・ 色彩に関する基準値は、基本区域で定めるものと同じとする。推奨値として、外壁、屋根・屋上ともに彩度2以下とする。	<input type="checkbox"/>
敷地の緑化	
・ 敷地内にある樹林・農地はできるだけ保全するよう努める。	<input type="checkbox"/>
特定外観意匠*に関する付加基準	
・ 特定外観意匠は原則として設置しない。機能上必要な場合には色彩を外壁、屋根・屋上に対する歴史保全サブ区域に示す基準程度に押さえる。	<input type="checkbox"/>

* 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。（営利を目的としないもの及び表示期間が30日以下のものを除く）

全区域共通 開発行為等 景観形成基準チェックシート

形成基準	申請者 確認欄
開発行為等	
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水路等は極力保全し、活用するよう努めること。 	□
土石の採取及び鉱物の掘採	
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 	□
屋外における物件の集積又は貯蔵	
<ul style="list-style-type: none"> ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 	□
<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。 	□
木竹の伐採	
<ul style="list-style-type: none"> ・段丘、河畔林、里山の隣辺など連続的する樹林の連なりが損なわれる伐採は避けること。やむを得ず伐採が必要な場合は、できる限り既存の樹木を残す、伐採後の緑化を行う等の配慮によって、樹林の景観的連続性を保つよう努めること。 	□

※高さ基準を超える際の考え方について

高さ基準を超える際には、

- ・必ず事前協議を行ってください。
- ・高さ以外の景観形成基準に沿った周辺景観への調和をより一層図ってください。
- ・高さ基準についての適合性は、どの程度基準を超えるかにより以下のレベルで決定します。
 - I. 担当課での決定。
 - II. 担当課ならびに景観アドバイザーとの協議による決定。
 - III. I. II. を経た上で景観審議会の意見を聞いて決定。

6. 提出書類（様式については宮田村景観条例施行規則による）

景観計画区域内行為届出書（様式第 1 号）と、以下に示す景観法及び宮田村景観条例に基づく書類を提出して下さい。

また、提出の際には該当区域の景観形成基準チェックシートにチェックをしていただき、届出書と一緒に提出をお願いいたします。

なお、届出に関する事項を変更しようとするときは、あらかじめ、景観計画区域内行為変更届出書（様式第 2 号）を提出してください。

【添付書類】

行為の種類	図書	
	種類	図書に明示する事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	配置図（縮尺 100 分の 1 以上）	方位、敷地境界線、敷地内の建築物等の位置及び規模、敷地に接する道路の位置及び幅員、植栽計画
	立面図（縮尺 50 分の 1 以上）	彩色が施された 2 面以上の図面（正面、側面等）、主要部分の仕上材及び色彩、開口部、附属設備、軒等の位置及び形状
	現況写真	行為地及び周辺の様子が分かるカラー写真（撮影方向を配置図に示すこと。）
開発行為等（土石等の採取又は鉱物の掘採を除く。）	位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	現況図	方位、行為の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、植栽計画（都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 16 条第 4 項の規定に準じて作成すること。）
	土地利用計画図	
	造成計画平面図	
	造成計画断面図	
	擁壁の断面図	
現況写真	行為地及び周辺の様子が分かるカラー写真（撮影方向を平面図に示すこと。）	
開発行為等のうち土石等の採取又は鉱物の掘採	位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上）	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺 200 分の 1 以上）	方位及び行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、植栽計画（採石法（昭和 25 年法律第 291 号）による許可申請の添付図書に準じて作成すること。）
	現況写真	行為地及び周辺の様子が分かるカラー写真（撮影方向を設計図に示すこと。）

政令第4条第2号に規定する木竹の伐採	位置図(縮尺2,500分の1以上)	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	設計図又は施工方法を明らかにする図面(縮尺200分の1以上)	方位、伐採区域、伐採する木竹の種類及び高さ、伐採面積(斜面の長さ、延長)、伐採後の措置状況を示したもの
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を設計図に示すこと。)
政令第4条第4号に規定する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図(縮尺2,500分の1以上)	方位、施工箇所、道路、目標となる土地建物
	設計図又は施工方法を明らかにする図面(縮尺200分の1以上)	方位、境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、集積又は貯蔵する位置、面積及び高さ、遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	現況写真	行為地及び周辺の状況が分かるカラー写真(撮影方向を設計図に示すこと。)

(備考)

- 1 行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、村長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。
- 2 色彩は、マンセル値(日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の3属性の値)により表示する。
- 3 植栽計画とは、木竹の位置、種類、高さ及び本数をいう。

7. 提出部数

1部(申請者控えが必要な場合は2部)

8. 提出先

宮田村役場建設課 建設係

〒399-4392 長野県上伊那郡宮田村 98 番地

電話: 0265-85-5863(直通) F A X : 0265-85-4725 E-mail : kensetu@vill.miyada.nagano.jp

9. 様式

主に使用する様式は下記になります。

様式第1号(第5条関係) 景観計画区域内行為届出書

様式第2号(第5条関係) 景観計画区域内変更行為届出書

様式第3号(第8条関係) 大規模行為事前協議書

様式第7号(第11条関係) 景観計画区域に係る行為完了届出書

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

宮田村長 様

住 所

電話番号

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	宮田村			
	景観計画地域 区分（基本）	<input type="checkbox"/> 山岳・森林 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> レクリエーション・観光・生産 <input type="checkbox"/> 町・市街地 <input type="checkbox"/> 工場団地		
	景観計画地域 区分（サブ）	<input type="checkbox"/> 沿道（ <input type="checkbox"/> 広域農道 <input type="checkbox"/> 国道153号） <input type="checkbox"/> 歴史保全（以下を選択） <input type="checkbox"/> 中越 <input type="checkbox"/> 宮田宿 <input type="checkbox"/> 田中道 <input type="checkbox"/> 北割		
行為の種類	建 築 物	用 途		
		区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
		規 模	建 築 面 積	m ²
			延 べ 床 面 積	m ²
			高 さ	m
			外 観 変 更 面 積	m ²
			特定外観意匠面積	m ²
	工 作 物	種類・用途		
		区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）	
		規 模	築 造 面 積	m ²
			高 さ	m
			長 さ	m
			特定外観意匠面積	m ²

	土地の形質の変更	種類	法第16条第1項第3号・政令第4条第1号		
		目的			
		規模	面積	m ²	
	法面又は擁壁の高さ及び長さ		高さ	m	
	木竹の伐採	規模	面積	m ²	
屋外における物件の堆積	種類				
	規模	面積	m ²		
			高さ	m	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計又は 施工方法	<u>(当該届出行為の設計趣旨等で特に景観に配慮した概要を記入してください。)</u>				
	良好な景観の形成のために特に配慮した事項				
	設計者等	住所	〒		
氏名 (代理人)		(電話)			

(備考)

- 1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 行為の種類欄は、該当する部分のみ記入してください。

景観計画区域内変更行為届出書

年 月 日

宮田村長 様

住 所

電話番号

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	宮田村				
	景観計画地域 区分（基本）	<input type="checkbox"/> 山岳・森林 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> レクリエーション・観光・生産 <input type="checkbox"/> 町・市街地 <input type="checkbox"/> 工場団地			
	景観計画地域 区分（サブ）	<input type="checkbox"/> 沿道（ <input type="checkbox"/> 広域農道 <input type="checkbox"/> 国道153号） <input type="checkbox"/> 歴史保全（以下を選択） <input type="checkbox"/> 中越 <input type="checkbox"/> 宮田宿 <input type="checkbox"/> 田中道 <input type="checkbox"/> 北割			
行為の種類	建 築 物	用 途			
		区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		規 模	建 築 面 積	m ²	
			延 べ 床 面 積	m ²	
			高 さ	m	
			外 観 変 更 面 積	m ²	
			特定外観意匠面積	m ²	
	工 作 物	種類・用途			
		区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		規 模	築 造 面 積	m ²	
			高 さ	m	
			長 さ	m	
			特定外観意匠面積	m ²	

	土地の形質の変更	種類	法第16条第1項第3号・政令第4条第1号		
		目的			
		規模	面積	m ²	
	法面又は擁壁の高さ及び長さ		高さ	m	
	木竹の伐採	規模	面積	m ²	
	屋外における物件の堆積	種類			
規模		面積	m ²		
			高さ	m	
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	
設計又は 施工方法	<u>(当該届出行為の設計趣旨等で特に景観に配慮した概要を記入してください。)</u>				
	良好な景観の形成のために特に配慮した事項				
	設計者等	住所	〒		
氏名 (代理人)		(電話)			

- 1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 2 行為の種類欄は、該当する部分のみ記入してください。
- 3 行為の内容は、変更後の数値を記入してください（変更前不要）。添付図書についても、変更前の内容は不要です。
- 4 変更の届出にかかる行為については、工事の着手に制限がありますので、注意してください。（法第18条第1項）

大規模行為事前協議書

年 月 日

宮田村長 様

住 所

電話番号

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景宮田村景観条例第20条の規定により、次のとおり協議します。

行為の場所	宮田村				
	景観計画地域 区分（基本）	<input type="checkbox"/> 山岳・森林 <input type="checkbox"/> 田園 <input type="checkbox"/> レクリエーション・観光・生産 <input type="checkbox"/> 町・市街地 <input type="checkbox"/> 工場団地			
	景観計画地域 区分（サブ）	<input type="checkbox"/> 沿道（ <input type="checkbox"/> 広域農道 <input type="checkbox"/> 国道153号） <input type="checkbox"/> 歴史保全（以下を選択） <input type="checkbox"/> 中越 <input type="checkbox"/> 宮田宿 <input type="checkbox"/> 田中道 <input type="checkbox"/> 北割			
行為の種類	建 築 物	用 途			
		区 分	新築・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		規 模	建 築 面 積	m ²	
			延 べ 床 面 積	m ²	
			高 さ	m	
			外 観 変 更 面 積	m ²	
			特定外観意匠面積	m ²	
	工 作 物	種類・用途			
		区 分	新設・増築・改築・移転 外観の変更（修繕・模様替・色彩変更）		
		規 模	築 造 面 積	m ²	
			高 さ	m	
			長 さ	m	
			特定外観意匠面積	m ²	

着手予定日	年 月 日	
設計者等	住 所	〒 (電話)
	氏 名 (代理人)	
※指導又は 助言		

(備考)

- 1 行為の種類欄は、該当する部分のみ記入してください。
- 2 ※欄には記入しないでください。

年 月 日

宮田村長 様

住 所
電話番号
氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観計画区域に係る行為完了届出書

景観計画区域内における行為が完了したので、宮田村景観条例第19条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

行為の場所	宮田村
届出年月日	年 月 日
適合通知番号	第 号
完了年月日	年 月 日
備 考	

※完了後の状況を示す写真を添付してください

10. Q&A

○届出について

Q 1. 届出はいつから必要ですか？

A 1. 平成 29 年 5 月 1 日以降に着手される行為については、平成 29 年 4 月 1 日から宮田村役場建設課建設係に届出をしていただきます。

なお、平成 29 年 4 月 30 日までに着手される行為については、現行の長野県景観条例に基づく届出が必要となります。

Q 2. 届出はいつ行えばいいのですか？

A 2. 景観法の規定において、届出後 30 日経過後でなければ行為に着手できないため事前に届け出ていただく必要があります。

ただし、行為の着手制限解除により期間の短縮が可能となります。

Q 3. 行為の着手とはどのような行為ですか？

A 3. 建築物の建築、工作物の建設、建築などを目的に行う土地の形質の変更のほか、条例で定める行為において、地盤面より上部で行う行為の着手時期を指します。

Q 4. 届出の様式はどこにありますか？

A 4. 届出に必要な様式などは役場建設課窓口にて備え付けてあるほか、村のホームページにも掲載していますので、ダウンロードしていただき、届出を作成することができます。

Q 5. 届出の行為が完了した場合の手続はありますか？

A 5. 【（様式第7号）景観計画区域にかかる行為完了届出書】を提出していただきます。

Q 6. 届出の行為の内容に変更がある場合には？

A 6. 【（様式第2号）景観計画区域内変更行為届出書】により、変更の届出を行ってください。この場合、届出後30日経過の行為着手の制限が改めて適用となります。

Q 7. 届出を行わなかった場合は、何か罰則がありますか？

A 7. 景観法において30万円以下の罰金を科す旨の規定があります。

これは、魅力ある景観の保全や創出が必要であることから、村民、事業者及び行政が意識の醸成を図り、協働により景観まちづくりを進めるためです。

Q 8. 建築基準法に基づく建築確認申請とは、どのような関係がありますか？

A. 景観法に基づく届出は、建築確認申請とは異なる法令によるものであり、景観法に適合しないと建築確認申請が認められないことはありません。また、その逆もありません。

Q 9. 同一敷地内に規模の異なる複数の建築物等を建築する場合、届出が必要となる規模の行為だけ届出すればよいのですか？

A 9. 届出対象となる規模を超える行為についてのみ、届出が必要となります。建築物の場合は、棟ごとに届出対象となる規模を超える行為かどうか判断します。

しかし、敷地全体として調和に配慮していただく必要があるため、届出にはできる限り全体の状況も表示するようにしてください。

Q 10. 立面図等の着色は、どの程度必要ですか？

A 10. 色彩の表示については、マンセル表色系（日本工業規格 Z8721）で記載してください。

審査はマンセル値により行いますので、図面等の着色は特に必要ありません。そのため、着色される場合には厳密なものでも構いません。

○面積や高さなどの算定について

Q 11. 建築物の建築面積や工作物の築造面積は、どのように算定するのですか？

A 11. 建築物の建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定める水平投影面積とします。また、工作物の築造面積は、同条同項第5号に定める水平投影面積をいいます。

Q 22. 建築物の高さは、どこからどこまでですか？

A 22. 地盤面※1から最上部までの高さを対象とします。

（※1 地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。）

Q 23. 建築物等の上にある避雷針やアンテナなどの突出部は、高さに含まれますか？

A 23. 避雷針やアンテナ、フェンスなどの見通せるものは、高さに含まれません。ただし、建築物や工作物本体が届出対象になった場合は、審査対象とします。

Q 24 擁壁や法面の高さ、長さは、どのように考えればよいのですか？

A 24. 擁壁や法面の高さは、景観の観点から地盤面からその上端までの鉛直方向の見え高さとなります。また、その長さは一連の総延長とします。

○既存建築物の取扱いについて

Q 25. 届出対象の規模を超える既存の建築物や工作物は、届出は必要ですか？

A 25. 既存の建築物等は届出が不要です。ただし、今後、建築物等の増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更をする場合は、届出が必要となります。

Q 2 6. 既存の建築物等がある敷地に、届出対象となる建築物等を別棟で増築する場合、新たに増築する部分のみを届出すればよいのですか？

A 2 6. 新たに増築する部分のみが届出対象となります。しかし、敷地全体として調和に配慮していただく必要があるため、既存の建築物等における敷地全体の状況も表示するようにしてください。

Q 2 7. 既存の建築物等の外観について、同色への塗り替えや同素材を貼り替える場合、届出が必要となりますか？

A 2 7. 既存建築物等の外観に使用されている色彩などが景観まちづくりの基準に適合していない場合は、基準に適合した色彩に塗り替えるなど良好な景観の形成に努めていただくこととなり、届出が必要となります。ただし、従前と同色、同素材であれば、外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更にあたらなことから、届出が不要となります。

○届出書の記載について

Q 2 8. 届出者とは、だれを指しますか？

A 2 8. 届出対象行為をしようとする者とは、実際に工事等を行う者（請負業者等）ではなく、いわゆる施主をいい、届出者は施主を指します。

Q 2 9. 行為が複数の景観形成区域にわたる場合は、どの基準にすればいいですか？

A 2 9. 当該行為の主たる場所（敷地の最も多くを占める場所）が、所在する景観形成区域とし、その基準に基づくものとします。ただし、従たる場所が所在する景観形成区域の景観との調和にも努めてください。

Q 3 0. 「行為の期間」の欄の着手予定年月日は、どの工程の着手時期を記入するのですか？

A 3 0. 景観法及び同法施行令において、地盤面から上部に立ち上がる基礎工事等については、届出後、30日が経過しないと着手できないとされています。したがって、工事等の工程を考慮して着手予定年月日を記入してください。地盤面から下部を掘削しただけでは着手したことになりませんが、地盤面から上部に盛土することによって着手したことになります。

なお、届出書に記入する着手予定年月日は、適合通知の交付を考慮したものとはしないでください。

Q 3 1. 「行為の期間」の欄の完了予定年月日は、どの工程における時期となりますか？

A 3 1. 全ての工事等が完了する年月日を記入します。

Q 3 2. 「設計又は施工方法」の欄には何を記入すればよろしいですか？

A 3 2. 当該届出行為の設計趣旨等で特に景観に配慮した概要を記入してください。

Q 3 3. 「良好な景観の形成のために特に配慮した事項」の欄には何を記入すればよろしいですか？

A 3 3. 景観形成基準に照らして、記載してある配慮事項とは別に配慮した場合や、地元協議を行った場合等の、特に配慮した事項を具体的に記入してください。

○届出書に添付する図書について

Q 3 4. 個人が自ら外壁を塗り替える際など、行為を行う部分の図面がない場合はどうすればよろしいですか？

A 3 4. 写真等に必要事項を記入するなどにより、図面に代えることができます。

Q 3 5. 景観形成基準（建築物、工作物）チェックシートは、なぜ必要なのですか？

A 3 5. 届出内容が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、「宮田村景観条例施行規則」第12条の規定により、様式第8号「景観計画区域内行為適合通知書」を交付することとしており、そのための審査を速やかに行うため提出をお願いするものです。